

**個人番号（マイナンバー）利用開始に伴う報酬に関する留意事項**  
**（各種イベント・支部事務担当用）**

2016年1月より社会保障や税の分野で個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、学会として「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務」に利用するため、年間（1月～12月）支払総額が5万円（源泉所得税含）以上となる報酬の支払先（国内居住の個人）の方からは、個人番号を入手する必要があります。該当者へのマイナンバー提供依頼、取得のやりとりについては、2020年分から社会保険労務士法人岡西事務所に委託しております。

皆様には予め以下の点についてご確認ご対応くださいますよう、お願いいたします。

**1. 諸謝金額について**

諸謝金の支払額は、極力、総額5万円（源泉所得税含）未満となるようにお願いいたします。各種イベント・支部の規程や内規等、諸謝金の設定額につきましては、今一度ご確認ください。設定額の引き下げなどもご検討ください。

**2. 総額5万円（源泉所得税含）未満の方に対して**

- 1) 通知カードまたは個人カードに記載の『氏名、自宅住所』および連絡先として『電話番号、e-mail』の情報を事前に入手し、支払伝票に添付して提出ください。
- 2) 年間報酬支払額を学会本部にて集計後、総額5万円（源泉所得税含）以上となった場合には、委託先の社会保険労務士法人岡西事務所よりマイナンバー提供の案内を該当者自宅へ郵送します（封筒は学会名のものを利用）。ご講演等の依頼の際には、当該書類が届く可能性と、届いた場合には、速やかに番号確認書類、本人確認書類を岡西事務所へ提出する必要がある旨をご通知ください。また12月末日までに氏名・住所等の変更がある場合には、速やかに学会に届け出てください。
- 3) 各事務担当者がマイナンバー自体の提供を受けないようご注意ください。

**3. 総額5万円（源泉所得税含）以上になることが明らかな方に対して**

- 1) 通知カードまたは個人カードに記載の『氏名、自宅住所』および連絡先として『電話番号、e-mail』の情報を事前に入手し、支払伝票に添付して提出ください。
- 2) 後日、委託先の社会保険労務士法人岡西事務所よりマイナンバー提供の案内を該当者自宅へ郵送します（封筒は学会名のものを利用）。ご講演等の依頼の際には、当該書類が届き次第、速やかに番号確認書類、本人確認書類を岡西事務所へ提出する必要がある旨をご通知ください。また、12月末日までに氏名・住所等の変更がある場合には、速やかに学会に届け出てください。
- 3) 各事務担当者がマイナンバー自体の提供を受けないようご注意ください。

#### 4. 報酬の現金支払に対して

イベント等の当日に現金渡しで国内居住者個人に報酬を支払い領収書をもらう際には、通知カードまたは個人カードに記載の『氏名、自宅住所』および連絡先として『電話番号、e-mail』の情報を、領収書に必ずご記入いただけるよう事前に通知してください。（電話番号および e-mail は裏面でも結構です。）また、学会からの年間報酬支払総額が 5 万円（源泉所得税含）以上となる場合には、委託先の社会保険労務士法人岡西事務所よりマイナンバー提供のご案内が該当者自宅へ郵送される旨を通知してください（封筒は学会名のものを利用）。各担当者だけでなく担当委員等を含めてご対応を徹底くださり、報酬の支払方法については、可能な限り学会本部からの振込としてください。

#### 5. 学会本部管理部門経理担当から依頼される本人提出書類

1) 個人番号カードをお持ちの方

⇒・個人番号カードのコピー（表面と裏面の両面のコピー）

2) 個人番号カードをお持ちでない方

⇒・通知カードのコピー

・運転免許証・パスポート等の写真付き公的証明書のコピーのいずれか一点

3) 上記 1) または 2) のうち、いずれかを提供依頼文書に同封される返信用封筒(簡易書留)にて、ご本人から委託先の社会保険労務士法人岡西事務所に返送いただきます。

4) 提供依頼

講演等依頼時に該当者へ通知する際は、当該文書が実際に郵送で国内居住者個人本人の手元に届くまでは、マイナンバーを提供する必要はない旨も通知してください。

#### 6. マイナンバー提供依頼、取得のやりとり

マイナンバー提供依頼、取得のやりとり自体は、社会保険労務士法人岡西事務所し  
か行えません。 皆様には、国内居住者個人への年間報酬支払総額が 5 万円（源泉所  
得税含）以上となった場合に、該当者からマイナンバーに関する書類を岡西事務所  
に提出いただく必要がある、ということをご念頭に、通知カ ードまたは個人カード  
に記載の『氏名、自宅住所』及び、連絡先としての『電話番号、e-mail』の情報入  
手、ご提供内容に関する事前周知およびご提供へのご理解を得ていただくという点で  
のご協力となります。特定個人情報取扱規程に基づきマイナンバー自体を各事務担  
当者で受理されないよう、ご注意下さい。

以上